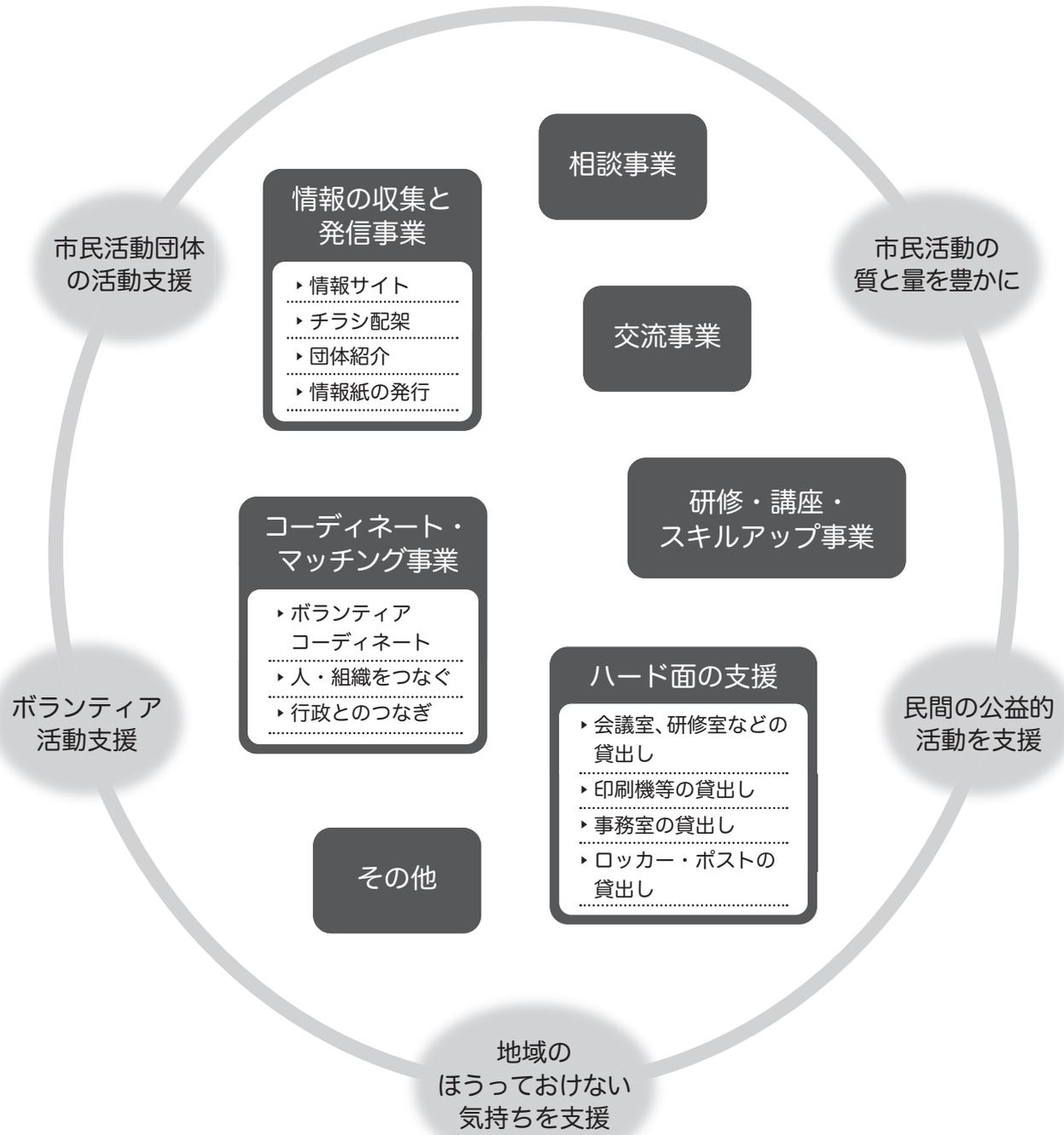


第1章 市民活動への理解を深める

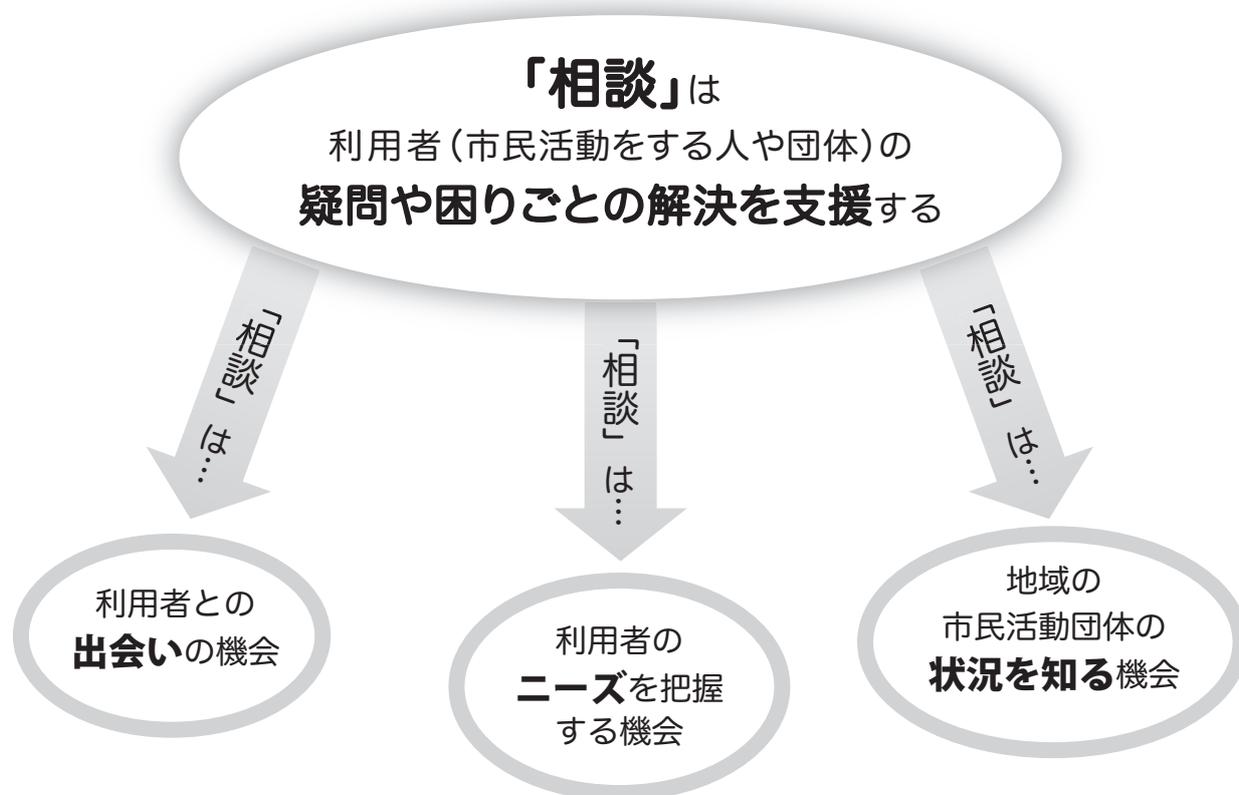
センターの設置目的と主な事業内容



この図は、「～市民活動を支援するスタッフのための～相談力アップ講座」第1回で実施したグループワークの成果をまとめたものです。

▶ 相談事業の意義と広がり

市民活動センターの相談対応力が向上すると、センター事業全体に反映されます。



施設紹介

あいちNPO交流プラザ（設置 愛知県）

住 所：名古屋市東区上堅杉町1 ウィルあいち2階

電話番号：052-961-8100 URL： <https://www.aichi-npo.jp/>

【認証・認定】

愛知県内に主たる事務所を置く NPO 法人（名古屋市のみに事務所をもつ法人を除く）の所轄庁としての事務を行っていて、法人設立の申請書類や毎事業年度の事業報告書などはここに提出します。愛知県認証の NPO 法人の定款や事業報告書、設立時、または定款変更時の縦覧書類などが公開されています。

【相談】

NPO 法人の認証・認定の相談ができます。

【情報】

県内外の NPO に関する情報、図書、NPO 発行の冊子など資料が多数あり、情報収集・発信の場所として活用できます。NPO 関連の委託事業に採択された企画書も公開されています。

【貸室】

愛知県内に事務所のある NPO は、団体登録をすることにより、会議室が無料で利用できます。

【おすすめ】

ホームページにある『NPO 支援・協働施策』のコーナーは必見。「あいち協働ルールブック 2004」ほか協働に関する提言、NPO に関する調査報告書が多数あります。

ボランティア・NPO・NGOとは

▶ 市民活動の概念、定義

「市民活動」という用語は、文献や用いられる文脈により様々に定義づけられています。

一つの例として、名古屋市では、市民活動の促進に向けて議論した際に、「市民の自主的な参加による自発的な活動で、営利を目的としない公益性を有する活動」と定義づけています（名古屋市市民活動促進基本方針、2011年）。

また、市民活動を行う団体を「市民活動団体」といいます。

▶ NPOとは

Non-Profit Organizationの頭文字を取ったもので、直訳すると「非営利組織」になります。実際には、政府機関と区別して「民間の非営利組織」の意味で使われています。

ここで非営利とは、活動で得た利益を構成員で分配せず、事業に充当することを意味します。非営利であったとしても、事業に必要な経費を得るために収益を得てもよいのであって、利益をあげてはいけないということではありません。

▶ 市民活動とNPO

NPOは、社会にある様々な課題に対し、市民が自ら団体を組織して活動を展開することから、市民活動団体の一つであるといえます。

近年、社会的な課題をビジネスの手法等で解決する、社会起業家と呼ばれる人たちが出てきました。社会起業家の行う事業は、会社形態で行われることもありますが、自主的・自発的で営利性が低く公益性の高い事業もあることから、これも市民活動の担い手に含まれるという考え方もあります。

また、形式的にはNPOとして設立されても、結果的に特定企業とのつながりが強い事業を行うなど、活動実態が市民活動なのか疑問を持たざるを得ない団体も見受けられます。それが、センターが支援対象とする組織なのかの見極めは、法人格などの形式的なものだけでなく、どのような活動・事業を行っているのかといった実質的な点からも見ていく必要があります。大変難しい問題なので、センターの中での議論の積み重ねが重要です。

▶ NPOとボランティア

どちらの活動も営利を目的とせず、社会や地域のために貢献しているという点では同じですが、ボランティアは一般的には個人の活動を表すのに対し、NPOはミッション（社会的な使命）の達成を目的に活動する組織という点が違います。

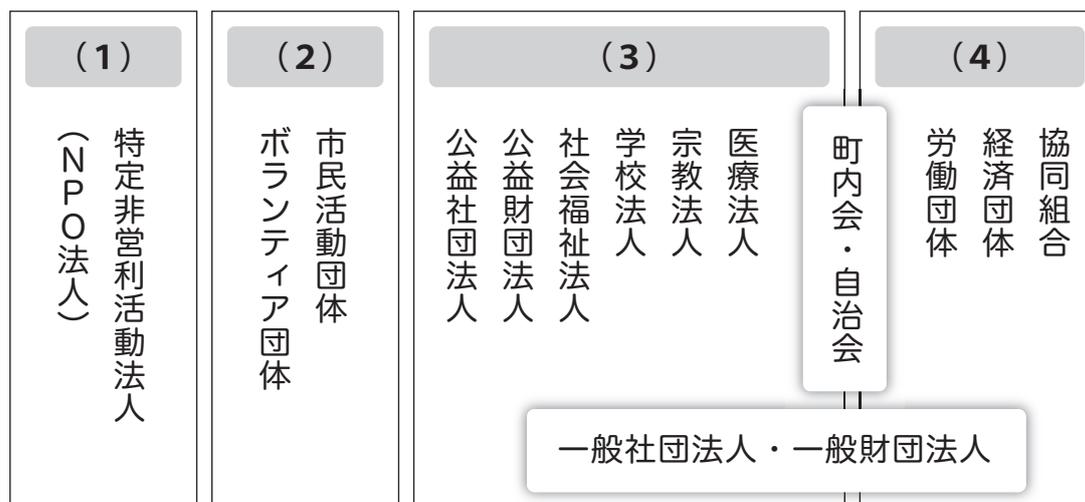
➤ NPOの範囲

民間の非営利組織には、様々な形態の組織があります。そのため、どこまでを「NPO」として捉えるのか、場面によって異なることがあります。NPO法人のみを指す場合（最狭義のNPO）、NPO法人と法人格を持たない任意団体を指す場合（狭義のNPO）、これらに加えて一般（公益）社団法人、一般（公益）財団法人、学校法人、社会福祉法人等を含める場合（広義のNPO）などがあります。

また、NPOの範囲を公益性と共益性の強さで分ける考え方があります。公益とは不特定多数の人にサービスを提供することをいい、図の(1)～(3)を公益団体と呼びます。共益とは、団体のメンバーなど特定の人にサービスを提供することをいい、(4)を共益団体と呼びます。

このように、市民活動やNPOは、一つの定義が定まっているわけではありません。そこで、多くのセンターでは、どのようなものを市民活動と捉え、施設利用や支援の対象者とするのかを個別に定めています。これらのことが定められているセンターの規程や市民活動に関する条例・要綱などを読んで確認しておきましょう。

(図) NPOと呼ばれる団体の種類



平成12年度国民生活白書（第I-5-3図）をもとに作成

▶ ボランティアのキー概念

ボランティアについての明確な定義はありませんが、ボランティアの概念を考える際に共通して用いられるキーワードがあります。「自発性」「公益性」「無償性」「先駆性」です。これに「継続性」を加える考えもあります。配食サービスを例に考えてみましょう。

キーワード	説明	配食サービスを例に考えてみると…
自発性	「ほうっておけない」「やらずにはいられない」気持ち。	隣の一人暮らしのおばあさんが寝込んでいたので心配になり、食事を作って持って行った。
公益性	「社会的な課題の解決のため」「不特定かつ多数の利益のため」の活動。 「私益」を“開く”ことにより「公益」となる。	地域を見回したら、同じようなサービスを必要としているお年寄りが沢山いるのを発見した。食事は命・健康と直結する問題であるし、届ける（手渡しする）ことで、一人暮らしの方の不安を減らすことにも繋がる。
無償性	対価を目的とするのではないということ。ボランティアの多くが「活動から得られる喜び」があるから活動していると言う。	利用者からは、材料費や光熱水費などが賄える程度の低料金を受け取り、自分たちの労賃は経費には入れなかった。食事を配達するとみなさんに喜んでいただけるので、それが励みになり続けた。仲間もでき、地域に貢献できるのは、やりがいを感じる。
先駆性	新しい価値観やサービスを創り出す。	始めた時は行政もマスコミもその問題に気づいていなかった。 今では、行政や介護保険のサービスに「配食サービス」が取り入れられている。
継続性	サービスの対象となる人の暮らしに必要な活動だから、継続が求められる。	食事は毎日のことだから、ずっと続けている。

▶ ボランティアの背景には社会問題がある

ボランティアの活動は、地域社会の問題を知った人たちが「ほうっておけない」と考え、解決のために行動したのがスタートであることが多くあります。窓口に座っていて、「これってボランティア？」と思った時には、その活動がどのような社会問題に取り組んでいるのか、見てみるといいでしょう。例えば、趣味で演劇をしている場合はサークル活動と言えますが、演劇を通して古い演劇文化を後世に残す活動をしていたら、文化保全のボランティア活動という見方ができます。

また、社会問題を特に意識したわけではなく、特技や趣味を生かして活動を始めたところ、それが地域や人の役に立つことが分かったので、活動を継続している場合もあります。その場合もよく見ると、その背景に、その時代、その地域の課題が隠れています。

▶ 「有償」の「ボランティア」

窓口で「人の役に立つことをして、お小遣い程度のお金がもらえるようなボランティアはないか」という相談を受けることがあります。「有償ボランティア」と言われる活動です。1980年代後半から、少額の謝礼を受け取って地域福祉活動などをする人が、自らを「有償ボランティア」と名乗るようになりました。安定的にサービスを提供するために、その経費負担をサービスを受ける側にも求めたいと考え、自主的な社会活動の中に、有償でサービスを提供する活動が生まれてきたのです。

有償の活動には、団体にとっても活動する人にとっても、気をつけなければならない点があります。一つは、現在の制度では、活動中に起きた事故や怪我が社会福祉協議会の実施するボランティア活動保険の支払いの対象にならないことです。さらに、その報酬が「労働」の対価とみなされた場合には、団体に対し、労働災害保険に未加入であること、最低賃金を下回ること等による問題も生じます。有償ボランティアにはこれらの問題点があることを、前もって理解しておく必要があります。

「無償」については、実費弁償（労働の対価ではなく、活動にかかる交通費や材料費、弁当代などの実費を支払うこと）の範囲までをさすことが一般的です。しかし、団体によって、「手弁当」での活動を大切にしているところもあります。

▶ NGOとは

NPOと似た言葉に「NGO」があります。NGOとは、Non-Governmental Organizationの頭文字を取ったもので、直訳すると「非政府組織」です。NGOは、国連において、国の利益を背負わず、政府の立場を持たない組織が紛争を抑える役割を担う必要があるということで、国連の場で初めて使用された言葉であると言われています。

日本では、NGOを「国際的な活動をする民間の非営利組織」と理解して用いていることが多いです。NGOは人権、平和、保健・医療、教育、環境などの各分野で地球規模の課題解決に取り組んでおり、政府機関と比べ、途上国の地域社会に密着したきめ細かい援助や、迅速・柔軟な緊急援助活動が可能であるという点が評価されています。

また、NPOとは成り立ちの違う言葉であり、NPO法人であるNGOもあります。



参考文献 NPO法人日本ボランティアコーディネーター協会編、早瀬昇・筒井のり子著『市民社会の創造とボランティアコーディネーション』（筒井書房、2009年）

NPO法人とは

センターを利用する団体には、任意団体（法人格を持たずに活動する団体）も多いのですが、「NPO 法人」という法人格を持って活動する団体もあります。NPO 法人は、「特定非営利活動法人」が正式な名称で、略称として「NPO 法人」がよく用いられます。

任意団体として活動していると、法人格を持っていないことで活動に不便が生じることがあります。そこで、1998 年、「認証」という手続きを経て団体に法人格を付与することで、より一層の活躍ができるよう、NPO 法人制度が設けられました。この仕組みは、特定非営利活動促進法（NPO 法）という法律で定められています。法人格を得ることで、法人名義の銀行口座が開設できるなど法人として各種取引をすることができます。

▶ 活動分野

NPO 法人が行うことのできる活動分野は、19 種類あります。自治体が条例で定めて活動分野を増やすこともできます（NPO 法 2 条 1 項・別表）。

（表）NPO 法人の活動分野

保健・医療・福祉の増進／社会教育の推進／まちづくりの推進／観光の振興／農山漁村・中山間地域の振興／学術・文化・芸術・スポーツの振興／環境保全／災害救援／地域安全／人権擁護・平和推進／国際協力の活動／男女共同参画社会の形成／子どもの健全育成／情報化社会の発展／科学技術振興／経済活動の活性化／職業能力開発・雇用機会拡充の支援／消費者保護／団体の運営・活動に関する連絡・助言・援助

▶ 取得要件

NPO 法人になるには、いくつかの要件を満たさなければなりません。主な要件は、表に示したとおりです。10 名以上の社員（注）が必要であることから、NPO 法人は一人だけで設立することはできないことも特徴です。

（注）「社員」とは、NPO 法人の総会で議決権（表決権）を持つ人をいいます。多くの NPO 法人で、「正会員」と呼ぶ人たちがこれにあたります。

（表）NPO 法人の設立認証時に必要な主な要件

- 営利を目的としないこと。
- 「活動分野」の表に掲げた分野の活動を行うことを主たる目的とすること。
- 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とすること。
- 社員が 10 名以上であること。
- 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
- 役員は、理事 3 人以上、監事 1 人以上であること。
- 報酬を受ける役員が、役員総数の 1/3 を超えないこと。
- それぞれの役員について、その配偶者または 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれないこと。
- それぞれの役員について、当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員総数の 1/3 を超えて含まれないこと。

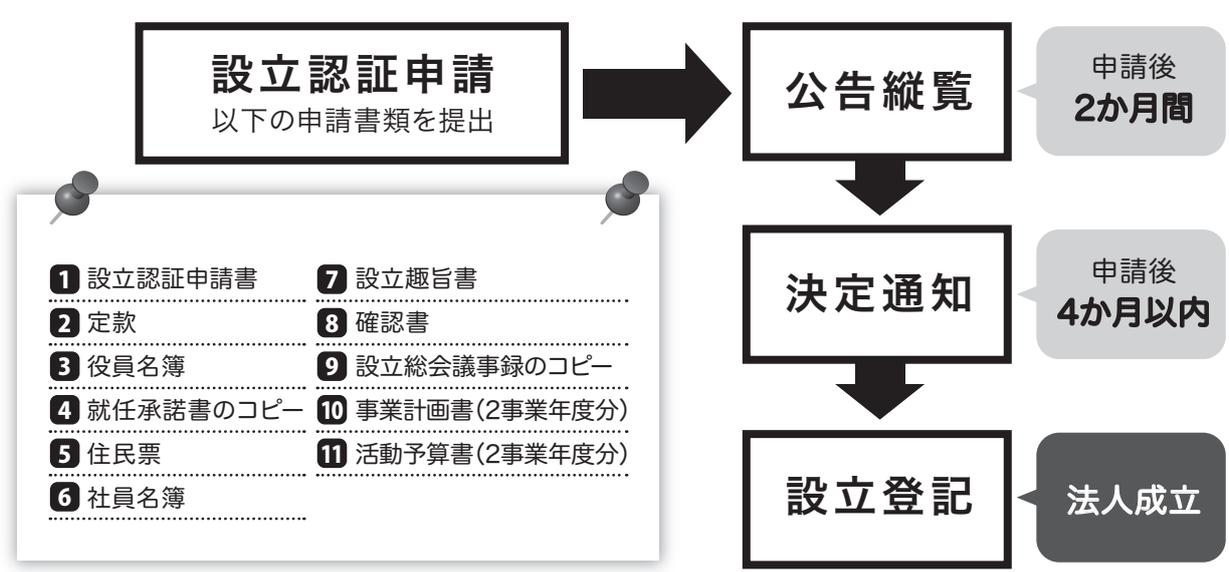
➤ 手続きの流れ

NPO 法人を設立して活動したい人たちが集まり、設立総会を開き、申請に必要な書類を整えるなどして準備ができると、所轄庁へ NPO 法人設立の認証を申請します。

所轄庁は、NPO 法人の主たる事務所が置かれる都道府県（一つの指定都市内にのみ事務所を置く法人は、その指定都市）です。窓口は、所轄庁が愛知県の場合は「あいち NPO 交流プラザ」、名古屋市の場合は「名古屋市市民活動推進センター」になります。

そして、設立が認証された後、法務局に設立登記を行うことで、NPO 法人が成立、すなわち誕生します。

(図) 設立認証手続きの流れ



➤ NPO法人になったら

NPO 法人になったら、やらなければならないことがあります。例えば、事業報告書や決算書類を作成し、毎年、所轄庁に提出します。役員を変更した時は、その都度、所轄庁に届け出ます。定款を変更する時には、改めて認証申請をする場合もあります。さらに、定期的に変更登記を行う必要もあります。法人住民税など税金も納めなければなりません（減免されることもあります）。これらの手続きを怠ったり法令違反の行為などがあると、過料や改善命令、設立認証の取消しなどのペナルティーを受けます。

これらの手続きを実践し、適正な組織運営を行っている NPO 法人は、団体の内部や外部の人たちからの信頼を得られることが期待されます。しかし、これらの提出書類を作るなどの負担は、必ずしも軽くはありません。

NPO 法人の設立・管理運営に関する手引きが、所轄庁のウェブサイトに掲載されています。あいち NPO 交流プラザなどのウェブサイトにアクセスして、具体的にどのような手続きや書類が必要なのかをチェックしてみてください。

参考文献 特定非営利活動法人制度研究会編「解説 特定非営利活動法人制度」2～6・21～47頁、商事法務(2013年)

NPOの発展と組織の変化

団体の活動が広がり、規模が大きくなると、組織はどのように変化していくのでしょうか。ここでは、「ひと（人材）」と「お金（資金）」の2点に着目して、考えてみます。

ひと：発展段階と求める人材の変化

ある人が何か社会の課題に直面し、その解決に動き出す時、それが活動の始まりとなります。立ち上げ期は、一人あるいはごく少数の仲間が、自らの意思で活動を始めていきます。自分たちで活動資金を出し合って活動する場合があります。

活動が進んでいくと、その利用者や、担い手・理解者が増えていきます。その中で役割分担が行われるようになり、役割によって報酬を払う・払わないという状況が混在するようになります（有償と無償のボランティア）。

さらに活動が進み規模が大きくなると、自発性を超えて団体の活動や管理業務に一定の時間を割いて従事する人材が必要になります。その際には、雇用契約を結んだ職員の立場の人が生まれます。ボランティアや有給職員等、多様な立場の人が関わるようになるため、組織全体で目的・目標などを共有し、意思決定のルールを整備する等、組織マネジメントが重要になってきます。

NPO 活動の担い手

愛知県が県内のNPO法人を対象に行った調査によると、一つの団体には平均45.3人が関わっています（延べ人数で把握）。その内訳は、団体の運営について意思決定に関わる「役員」が平均8.6人、雇用形態で団体の活動に従事する「職員」が平均8.4人、そして、自発的な意思で団体の活動に参加する「ボランティア」が平均28.3人です。

規模の小さな団体はボランティアが主要な担い手であり、規模が大きくなるにつれて有給の職員が担い手に加わっていくという変化が生まれてきます。

(表) 収入規模別の1団体あたりの活動人数（平均値）

構成	活動人数（人）				
	全体	100万円～ 500万円未満	500万円～ 1千万円未満	1千万円～ 5千万円未満	5千万円～ 1億円未満
役員	8.6	9.3	8.6	8.6	8.4
職員（正規・非正規）	8.4	1.7	2.7	6.9	23.5
ボランティア	28.3	59.8	18.5	23.5	13.4
合計	45.3	70.8	29.8	39.0	45.3

愛知県「NPO雇用状況等調査事業調査報告書」（2011年）及び「～市民活動を支援するスタッフのための～相談力アップ講座」第2回講義資料（三島知斗世作成）を基に作成

お金：団体の収入構造

NPOの規模を「お金」の面から表現することがあります。ここでは、収入規模から、団体の発展段階と変化を考えてみます。

収入の大きさと分類する

愛知県が2011年度に実施した調査によると、県内のNPO法人の収入規模を「100万円未満」「100万円から1千万円未満」「1千万円以上」の3つに分類すると、それぞれがほぼ3分の1ずつになることが分かりました。団体の規模を「お金」で分類する一つの見方として、「100万円」と「1千万円」というラインを参考にすることができるでしょう。

分野別でみると、保健・医療・福祉分野では、全体と比べて大規模な団体が多く占めることが分かります。

収入の中身で分類する

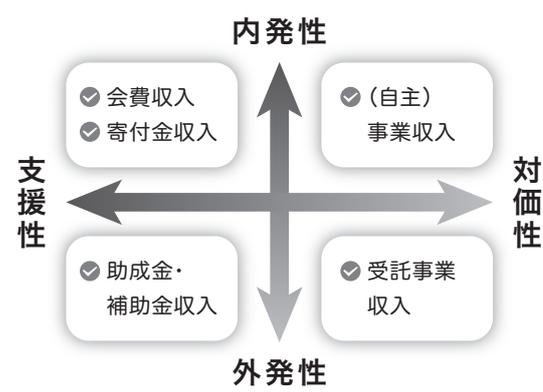
収入の中身は、「会費・寄付金収入」「助成金・補助金収入」「(自主)事業収入」「受託事業収入」というように分類することができます。これらは、2つの観点から整理することができます。一つは、その収入を団体内部の人材の力で獲得していくか(内発性)、外部から調達するものか(外発性)。もう一つは、団体や活動を支援する性質をもつ資金か(支援性)、事業の対価として得られるものか(対価性)。この2つの観点で収入を整理すると、図のようになります。

また、それぞれのタイプの収入には、異なる特徴があります。団体が資金を調達、獲得するためには、団体の活動分野や内容、支援の対象(者)、組織の強み、今後の活動の方向性などから、どのタイプの収入を重点的に得て活動を充実させていくかを検討する必要があります(支援のポイントは、23ページ参照)。

(表) 収入規模別団体数の構成比
(2009年度事業報告書提出団体)

収入規模	全体	保健・医療・福祉分野
～100万円未満	33.0%	22.5%
100万円～1千万円未満	33.3%	28.3%
1千万円以上	33.7%	49.2%

(図) 4つの収入



表：愛知県「NPO財務分析調査事業調査報告書 NPO法人の財政・財務の実態」(2012年3月)及び「～市民活動を支援するスタッフのための～相談力アップ講座」第2回講義資料(三島知斗世・遠山涼子作成)を基に作成

参考文献 山岡義典編著「NPO実践講座3 組織を活かす資金源とは」ぎょうせい(2003年)、特定非営利活動法人日本NPOセンター・特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ編集・発行『知っておきたいNPOのこと2 資金編』(2006年)、山岡義典・雨宮孝子編著「NPO実践講座[新版]」ぎょうせい(2008年)